

告示し、同条第二項の規定により縦覧に供する。

平成五年二月一日

東京都知事 鈴木 俊一

都市計画の種類

都市計画を定める土地の区域

関係図書縦覧場所

東京都市計画再開発地区計画

臨海副都心台場地区再開発地区計画

港区台場及び品川区東八潮各地内

東京都都市計画局総務部(都庁第二本庁舎二十一階)、港区役所及び品川区役所

◎東京都告示第百三十三号

都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第二十一条第二項において準用する同法第十八条第一項の規定により東京都市計画道路を変更したので、同法第二十一条第二項において準用する同法第二十条第一項の規定により告示し、同条第二項の規定により縦覧に供する。

平成五年二月一日

東京都知事 鈴木 俊一

都市計画の種類

都市計画を定める土地の区域

関係図書縦覧場所

東京都市計画道路

都市高速道路中央環状新宿線

追加する部分

豊島区南長崎一丁目、目白五丁目、長崎一丁目、西池袋四丁目、西池袋五丁目、千早町一丁目、要町一丁目及び高松一丁目各地内

東京都都市計画局総務部(都庁第二本庁舎二十一階)

都市高速道路 削除する部分  
第五号線

豊島区高松一丁目、板橋区南町及び中丸町各地内

◎東京都告示第百四十四号

都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第二十一条第二項において準用する同法第十八条第一項の規定により多摩都市計画道路を変更したので、同法第二十一条第二項において準用する同法第二十条第一項の規定により告示し、同条第二項の規定により縦覧に供する。

平成五年二月一日

東京都知事 鈴木 俊一

都市計画の種類

都市計画を定める土地の区域

関係図書縦覧場所

多摩都市計画道路

三・四・十九号ニュータウン街路二号線

追加する部分

多摩市大字東寺方字五号、大字和田字一号、大字落川字十七号、字十八号、字十九号、東寺方三丁目、愛宕二丁目、桜ヶ丘二丁目、桜ヶ丘三丁目、大字乞田字大貝戸及び字永山各地内

東京都都市計画局総務部(都庁第二本庁舎二十一階)

◎東京都告示第百五十五号

都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第二十一条第二項において準用する同法第十八条第一項の規定により東京都市計画都市高速鉄道を変更したので、同法第二十一条第二項において準用する同法第二十条第一項の規定により告示

し、同条第二項の規定により縦覧に供する。

平成五年二月一日

東京都知事 鈴木 俊一

都市計画の種類

都市計画を定める土地の区域

関係図書縦覧場所

東京都市計画都市高速鉄道

第九号線

追加する部分

- 世田谷区祖師谷一丁目、祖師谷三丁目、砧六丁目、砧八丁目、船橋一丁目、桜丘二丁目、経堂二丁目、経堂三丁目、経堂四丁目、宮坂二丁目、宮坂三丁目、豪徳寺一丁目及び梅丘一丁目各地内
- 削除する部分
- 世田谷区祖師谷一丁目、砧六丁目、桜丘二丁目、桜丘五丁目、船橋一丁目、経堂一丁目、経堂二丁目、経堂四丁目、経堂五丁目、宮坂二丁目、豪徳寺一丁目及び梅丘一丁目各地内
- 変更する部分
- 世田谷区成城二丁目、成城三丁目、成城四丁目、成城五丁目及び成城六丁目各地内

東京都都市計画局総務部(都庁第二本庁舎二十一階)

◎東京都告示第百六号

都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第二十一条第二項において準用する同法第十九条第一項の規定により東京都市計画下水道を変更したので、同法第

二十一条第二項において準用する同法第二十条第一項の規定により告示し、同条第二項の規定により縦覧に供する。

平成五年二月一日

東京都知事 鈴木 俊一

都市計画の種類

都市計画を定める土地の区域

関係図書縦覧場所

東京都市計画下水道

東京都公共下水道

追加する部分

- 墨田区八広一丁目、八広二丁目、八広五丁目、東向島二丁目、東向島六丁目、京島一丁目、京島二丁目、京島三丁目、東墨田一丁目、立花五丁目、江東区東陽五丁目、東陽六丁目、東陽七丁目、品川区勝島一丁目、勝島二丁目、勝島三丁目、東大井一丁目、南大井一丁目、南大井四丁目、南大井五丁目、大井四丁目、大井五丁目、大井六丁目、西大井一丁目、西大井二丁目、西大井五丁目、西大井六丁目、二葉四丁目、中延五丁目、中延六丁目、旗の台一丁目、旗の台二丁目、旗の台三丁目、荏原五丁目、荏原六丁目、荏原七丁目、小山五丁目、小山六丁目、目黒区原町一丁目、原町二丁目、目黒本町五丁目、目黒本町六丁目、南一丁目、南二丁目、碑文谷一丁目、碑文谷

東京都都市計画局総務部(都庁第二本庁舎二十一階) 墨田区役所、江東区役所、品川区役所、目黒区役所、北江川区役所